

# 1. 都市計画マスタープランとは

## 1-1 都市計画の定義

- 都市計画とは、**都市の将来像（人口、土地利用、都市施設などの方向性）を想定し、そのために必要な規制、誘導、整備を行い、都市を適正に発展させようとする手法**のことです。
- 都市計画は、**住民の意見を聞いたうえで総合的・一体的に定めることが必要**です。
- 実現達成には時間を要するため、**長期的な見通しをもって定めることが必要**です。

### 都市計画法 第4条（都市計画の定義）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である。

『都市計画』＝良好なまちづくりのためのルール

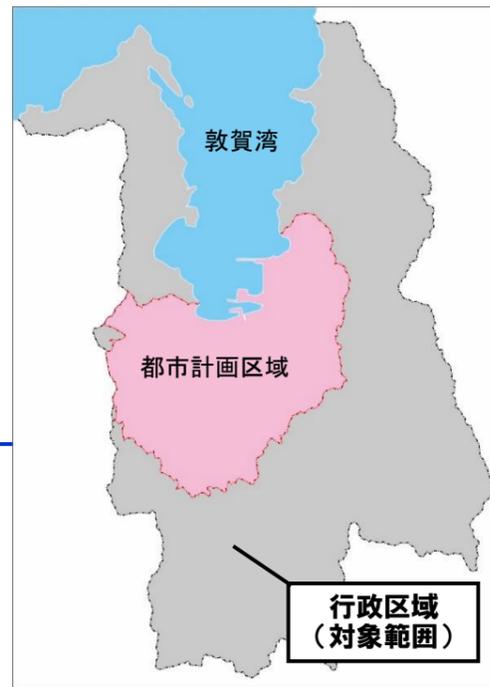
■都市計画のイメージ



資料) みんなで進めるまちづくりの話 (国土交通省)

## 1-2 計画の目的

- 都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。
- 「第6次敦賀市総合計画」などに即し、おおむね20年後を見据えた都市及び地域の将来像や土地利用の基本針、都市施設の整備方針など、都市計画に関する基本的な方針を示すものです。
- 敦賀市都市計画マスタープランは、**市民と行政がともに敦賀市の将来像を共有し、都市及び地域づくりを実践するための「指針」**になるものです。



## 1-3 計画の対象範囲・目標年次

- 対象範囲は、敦賀都市計画区域を中心としながら、総合的なまちづくりを推進するため、**「行政区全域」を対象**とします。
- 都市計画区域外への配慮、自然環境の保全を前提とした土地利用のあり方の検討も必要であるため、都市計画区域外を含むこととします。
- 目標年次は、**おおむね20年後の令和22(2040)年**とします。(中間見直しを10年後に実施。)



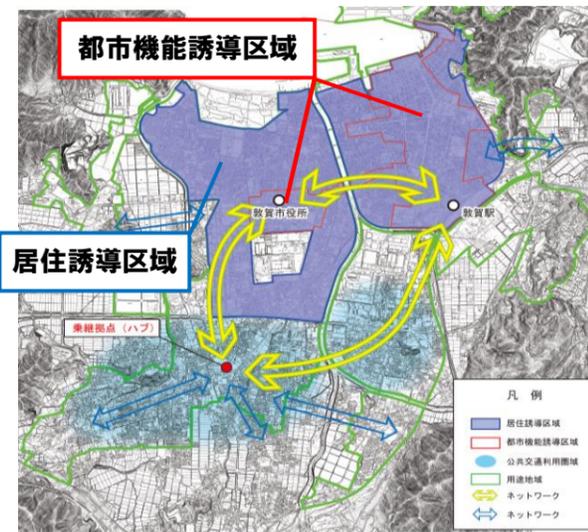
# 2. 立地適正化計画とは

## 2-1 計画の概要

- 立地適正化計画は、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための方針です。
- また、この計画の公表とともに都市計画マスタープランの一部とみなされるため、調和を図る必要があります。
- この計画の主な特徴は、「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」を設定し、公共交通機関との連携を強く意識している点です。
  - 「居住誘導区域」・・・人口減少の中にあっても一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。
  - 「都市機能誘導区域」・・・医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域。

## 2-2 敦賀市の策定

- 平成31年3月に、「敦賀市立地適正化計画」を策定し、同時に運用を開始しました。
- この計画に基づき、今後の人口減少・少子高齢化の中で、**医療・福祉・商業施設や住居等がまちなかにまとまって立地**することで、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等を利用しやすくなるなど、**福祉や交通も含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・アンド・ネットワーク」のまちづくりを目指します。**



敦賀市が目指す『コンパクトシティ・アンド・ネットワーク』

- 都市機能を市街地の北側に集約し、**長期的に、緩やかに**居住を市街地の北側に誘導。
- 南側の市街地には、多くの市民が居住しており、その居住環境を維持していくことが必要。
- 居住環境を保全していくエリアは、これまでどおりの生活環境の保全に努め、乗継拠点を核とした公共交通網を活かし、市全体でのコンパクトシティ・アンド・ネットワークの実現。

## 2-3 計画の対象範囲・目標年次

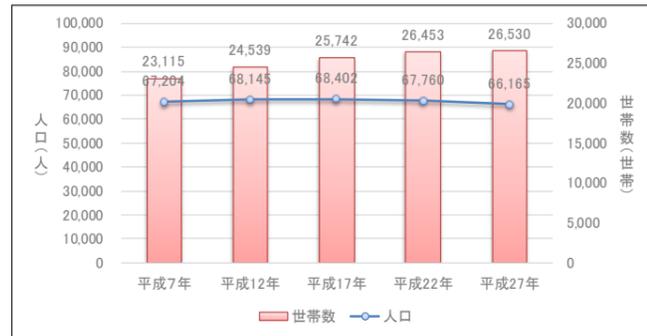
- 対象範囲は、都市計画区域を対象とします
- 立地適正化計画では、平成27(2015)年を基準年とし、**20年後の平成47(2035)年を目標年次**とします。(おおむね5年ごとに評価を行い、柔軟に見直しを行う)



### 3. 本市の現況と課題

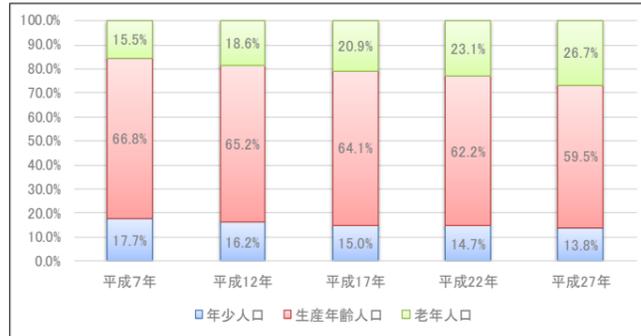
#### 3-1 人口等の変化

##### ■敦賀市の総人口と世帯数の推移



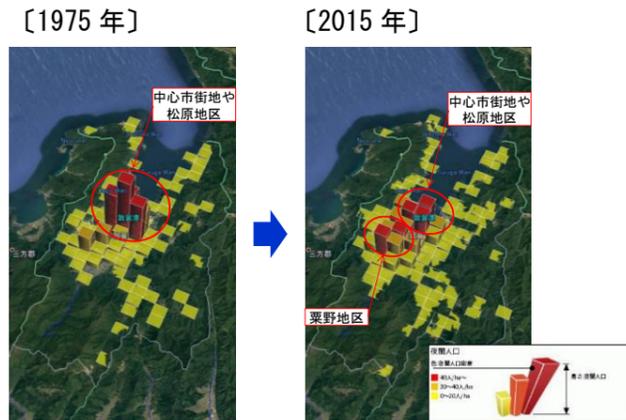
資料) 国勢調査

##### ■年齢別人口（構成比）の推移

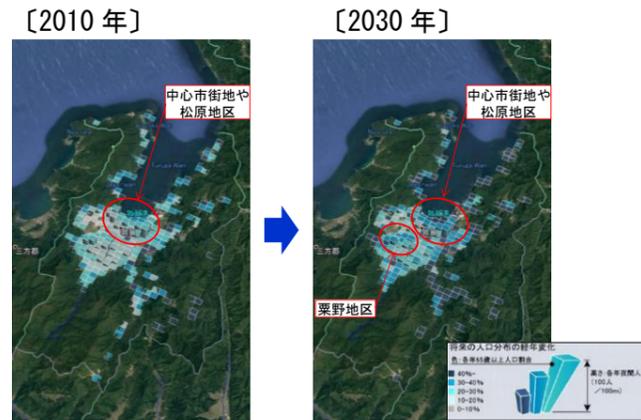


資料) 国勢調査（年齢不詳は含まず）

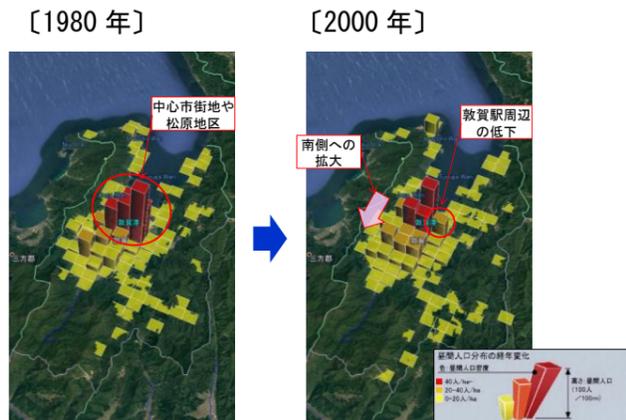
##### ■人口分布の経年変化



##### ■将来の人口分布（65歳以上人口割合）の経年変化

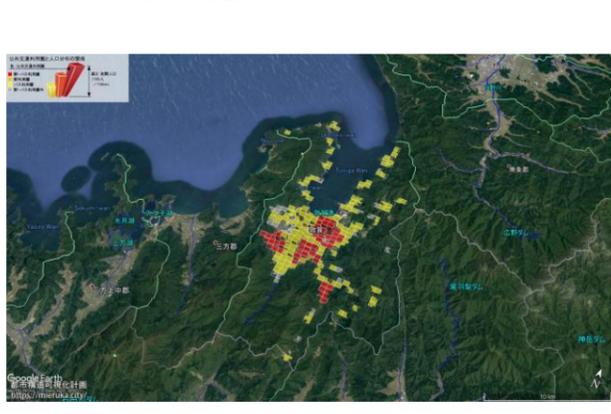


##### ■昼間人口分布の経年変化



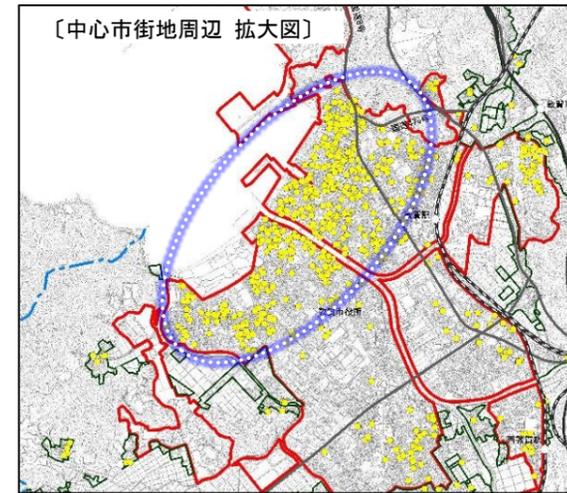
資料) 都市構造可視化計画より作成

##### ■公共交通利用圏と人口分布の関係（2010年）



※公共交通利用圏の年次について、駅は2015年、バスは2010年

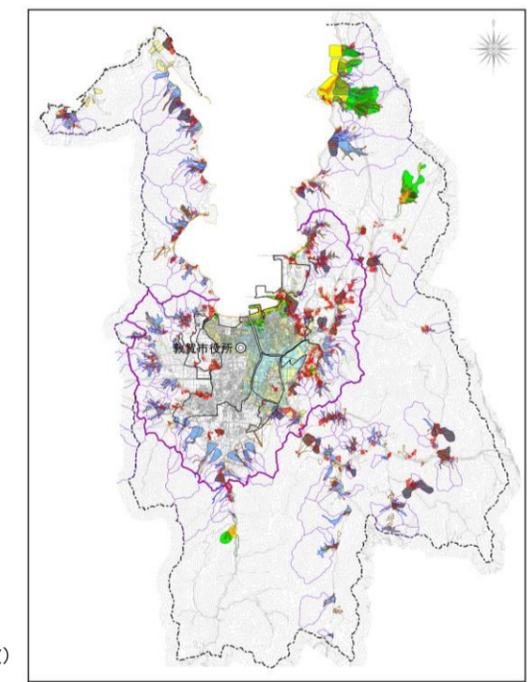
#### 3-2 空き家の状況



資料) 平成24年度空き家実態調査結果

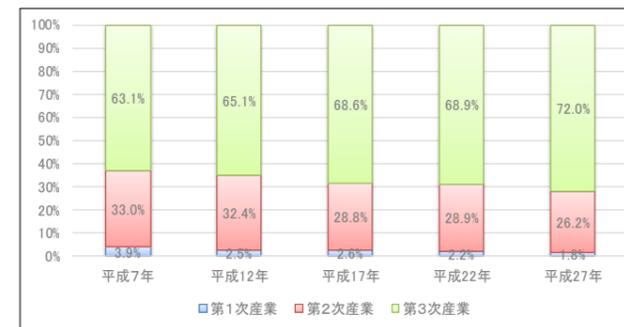
図. 災害状況図（土砂、浸水、津波）

#### 3-3 災害危険の状況



#### 3-4 産業分類別就業人口の状況

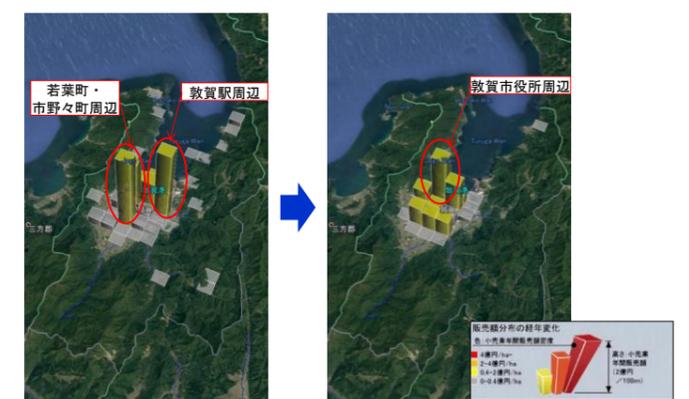
##### ■産業分類別就業人口（構成比）の推移



資料) 国勢調査（分類不能を含まず）

#### 3-5 小売業の販売額分布

##### ■小売業の販売額分布の経年変化



資料) 都市構造可視化計画より作成

#### 現況から見える問題点

##### ■中心市街地の衰退とスプロール化

- 市街地北側での人口減少、都市のスポンジ化などが懸念。
- 市街地南側での人口増加、宅地などのスプロール化が懸念。
- 人口減少などが進行しており、地域コミュニティの衰退が懸念。

#### 現況から見える問題点

##### ■都市の安全性や安心感の低下

- 日本各地で大規模な自然災害が頻発しており、本市でも十分な防災機能・対策が重要。
- 公共施設等の老朽化が進行しており、その対策が重要。

##### ■都市の魅力や活力の低下

- 子どもや働き手である若者の減少が著しく、今後の社会活動の低下などが懸念。
- 産業構造の高度化が進む中、第1次・第2次産業の衰退が懸念。
- 小売業の販売額の低下から、経済活動の縮小が懸念。
- 中心市街地などの空き家の増加が懸念、良好な景観の阻害や住環境の悪化が懸念。